

「保育提供体制の確保のための実施計画」及び「整備計画」の承認について

1 概要

- 令和7年度から令和10年度末を見据えた国の保育政策の新たな方向性として、従来の待機児童対策に加え、人口減少対策や地域課題への対応を含めた保育提供体制の確保のための新たな財政支援の仕組みが示されました。
- 当該財政支援を受けるに当たっては、地域における保育需要と提供体制の見える化を目的とする「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下、「実施計画」という。）並びに教育・保育施設等の整備事業に係る「整備計画」を作成し、国の採択を受ける必要があります。
- また、実施計画及び整備計画については、将来にわたる保育需要の把握が十分であるか、当該需要に基づいた提供体制が確保される計画となっているか等の観点から、地方版子ども・子育て会議等において、内容の承認（事後承認を含む）を得ることが求められています。
- 長岡市においては、財政支援の対象となる事業のうち「保育対策総合支援事業費補助金（保育士宿舎借り上げ支援事業）」及び「就学前教育・保育施設整備交付金（教育・保育施設等の整備に係る国庫補助事業）」を活用しており、既に国の採択を受けていることから、当該採択に係る実施計画及び整備計画について、長岡市子ども・子育て会議の事後承認を得るものです。

2 実施計画及び整備計画について

(1) 実施計画

①令和7年度以降の保育需要と提供体制（別紙1）

- 令和7年度から令和11年度までの各年度4月1日時点における就学前児童数、申込者数（保育ニーズ）、利用定員数（整備量）及び待機児童数を整理したものです。
- 作成に当たっては、長岡市子ども・子育て支援事業計画（長岡市こども計画第3部）と同様の考え方にに基づき算出しています。

②保育需要と提供体制における課題（別紙2）

- 保育士宿舎借り上げ支援事業の実施に当たり、保育人材の確保に係る課題等を整理したものです。

(2) 整備計画

- 就学前教育・保育施設整備交付金の活用に当たっては、活用年度ごとに、実施を予定する整備事業について整備計画を作成し、国に提出する必要があります。
- 令和8年度の整備計画は以下のとおりです。

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	定員増減	事業年度
幼保連携型 認定こども園	こしじ こども園	社会福祉法人 王神福祉会	大規模修繕等	なし	単年度